

平成28年度 子育て支援サービス

仕事と子育ての両立と子どもを生き育てやすい環境整備を図るため、平成28年度は次のような子育て支援事業を行います。子育て家庭の皆さま、お気軽にご利用ください。（★は今年度拡充事業）

妊娠したら



- ・妊婦健診 14 回分の費用、歯科検診 1 回分の費用を助成
- ・出産準備金（前期分）50,000 円を支給
- ・子育てパスポート（こころカード）の交付
協賛店でパスポートを提示すると各種サービスが受けられます。
※平成28年4月から全国で使えるようになります。（一部地域を除く）
- ・レインボープラザまたはその他の宿泊施設の宿泊費を助成
妊婦が出産のため、レインボープラザまたはその他の宿泊施設に宿泊したとき
利用料金の一部を助成します。

赤ちゃんが生まれたら



- ★出産準備金（後期分）100,000 円を支給
- ・乳児健診 2 回分の費用を助成
- ・新生児聴覚スクリーニング検査の費用を全額助成
- ・保健師が家庭を訪問し、育児相談や情報提供の実施
- ・中学校卒業までのお子さんの医療費を助成
0 歳～中学校修了前児の医療費自己負担分を全額助成します。（保険適用部分のみ）
- ・町外の医療機関で受診が必要な方の旅費の一部を助成
（中学校卒業までのお子さんで医師が必要と認めた方のみ）
- ・チャイルドシートの無料貸し出し（申込先：島前交通安全協会（浦郷警察署内））
- ・チャイルドシート購入費の一部助成（申込先：役場 総務課）

保育園に入園したら



- ★保育料を軽減
生計を一にする子どもが2人以上いる世帯の第2子以降の園児を対象に、保育料の
1/2 ～全額（階層や世帯要件により異なります）を軽減します。
また、1ターナー等を対象に転入してから1年間保育料を 1/2 に軽減します。
- ・各種保育サービスを実施
病児・病後児保育（隠岐島前病院）
一時保育、障がい児保育、延長保育（みた保育園）

そ の 他



- ・学童保育「シオン子どもの家」（電話：7-8411 シオン保育園）
保護者が仕事などで家庭にいない小学生を対象に、長期休暇や放課後に適切な遊び
や生活の場を提供します。
- ・子育て支援センター「シオン」（電話：7-8411 シオン保育園）
子育てに関する相談や子育て親子の交流の場を設けます。
- ・子育て短期支援事業（申込先：役場 健康福祉課）
保護者の病気やその他の理由で一時的に子どもの養育ができない際に、里親や支援
員が預かります。
- ★産前産後家事支援ヘルパー派遣事業（申込先：役場健康福祉課）
産前産後の母親の身体的・精神的負担を軽減するため、日中介助者のいない家庭に
家事援助を行う支援ヘルパーを派遣します。
- ・不妊治療にかかる費用の助成
一般不妊治療（人工授精含む）及び特定不妊治療費、通院にかかる交通費を助成します。
- ・児童相談（相談窓口：役場 健康福祉課）
児童虐待や非行など児童に関する相談を受けます。

利用方法など詳しいことは、健康福祉課（電話：6-0104）までお問い合わせください。

西ノ島町健康づくり推進協議会だより

西ノ島小・中学校が敷地内禁煙になりました

西ノ島町では、平成27年10月から西ノ島小・中学校が“敷地内禁煙”になりました。

これは“将来を担う子ども達を受動喫煙による健康被害から守ろう”ということが目的です。小中学校にお子さんのおられる保護者の方だけでなく、小中学校を利用される住民の皆さまにも敷地内禁煙のご協力をお願いします。西ノ島町健康づくり推進協議会では、今後もたばこ対策についての取り組みを進めていきます。

★敷地内禁煙とは…

敷地内での喫煙は禁止です。たばこを吸われる場合は敷地外に出て喫煙してください。

★受動喫煙（じゅどうきつえん）とは…

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。



◎ 知ってほしい受動喫煙の害 ◎

① たばこの先から出る煙の方が有害物質は多く含まれています。

副流煙

火のついているところから出る煙
※主流煙よりも

- ◆ニコチン 2.8 倍
- ◆タール 3.4 倍
- ◆一酸化炭素 4.7 倍



主流煙

喫煙者が吸い込む煙

② 夫の喫煙は、妻のがんのリスクを高めます。

受動喫煙も発がんのリスクを高めます。夫が喫煙者の場合、妻が非喫煙者でも、肺がんの死亡率が高くなると報告されています。

③ 妊婦の受動喫煙は胎児の発育に影響することがあります。



妊婦の喫煙は早産、低出生体重児、周産期死亡などにつながるといわれています。妊婦の周囲での喫煙も、低出生体重児のリスクを高めると報告されています。

④ 親の喫煙は乳幼児突然死（SIDS）のリスクを高めます。

親の喫煙は、赤ちゃんが何の前ぶれもなく突然死してしまう「乳幼児突然死症候群（SIDS）」のリスクを高めると報告されています。また、喘息、気管支炎、中耳炎などにかかりやすくなり、喘息の発作を誘発させるなど、子どもの健康に大きな影響があります。

⑤ 禁煙席と喫煙席を分けただけでは、受動喫煙は防げません。

禁煙席と喫煙席を分けただけで、喫煙場所から煙が流れないように対策をしていないお店では、禁煙席を利用しても受動喫煙は防げません。

⑥ 空気清浄機では、受動喫煙は防げません。

空気清浄機では、たばこの煙のガス状の有害物質を除去できません。また、家庭用の換気扇では十分な換気ができません。自動車の中で喫煙すると、窓を開けてもたばこの煙は車内に残ります。

西ノ島町民プール・西ノ島町民体育館など多数の方が利用する施設については“建物内禁煙”になっています。たばこを吸われる方は建物外の所定の場所での喫煙にご協力をお願いします。

西ノ島総合公園内（プール・体育館・野球場・テニスコート等）の喫煙場所については、町民プール事務所（TEL：6-0066）までお問い合わせください。